

護を支えます

所得段階	対象者	保険料率	
第1段階 19,200円	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、80.9万円以下の人	第5段階×0.25	
第2段階 34,560円	世帯全員が 住民税 非課税	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、80.9万円を超え、120万円以下の人	第5段階×0.45
第3段階 46,080円		本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、120万円を超える人	第5段階×0.60
第4段階 61,440円	本人が住民 税非課税で 世帯員が 住民税課税	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、80.9万円以下の人	第5段階×0.80
第5段階 76,800円		本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、80.9万円を超える人	第5段階×1.00
第6段階 80,640円	本人が 住民税 課税	合計所得金額125万円未満の人 < 42人	第5段階×1.05
第7段階 84,480円		合計所得金額125万円以上190万円未満の人	第5段階×1.10
第8段階 92,160円		合計所得金額190万円以上250万円未満の人	第5段階×1.20
第9段階 107,520円		合計所得金額250万円以上350万円未満の人	第5段階×1.40
第10段階 122,880円		合計所得金額350万円以上500万円未満の人	第5段階×1.60
第11段階 149,760円		合計所得金額500万円以上750万円未満の人	第5段階×1.95
第12段階 184,320円		合計所得金額750万円以上1,000万円未満の人	第5段階×2.40
第13段階 222,720円		合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満の人	第5段階×2.90
第14段階 261,120円		合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の人	第5段階×3.40
第15段階 303,360円		合計所得金額2,000万円以上3,000万円未満の人	第5段階×3.95
第16段階 345,600円	合計所得金額3,000万円以上5,000万円未満の人	第5段階×4.50	
第17段階 387,840円	合計所得金額5,000万円以上7,500万円未満の人	第5段階×5.05	
第18段階 430,080円	合計所得金額7,500万円以上1億円未満の人	第5段階×5.60	
第19段階 472,320円	合計所得金額1億円以上の人	第5段階×6.15	

7

保険料の決め方と納め方

●合計所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの全ての収入金額から必要経費(収入の種類によって計算方法が異なります。)を差し引いた金額の合計で、扶養控除や医療費控除、社会保険料控除等の所得控除をする前の金額です。繰越損失がある場合は、繰越控除をする前の金額です。
 ※第1段階から第5段階までの判定における合計所得金額については、公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。
 ※第1段階から第5段階までの判定における合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得(所得金額調整控除がある場合は、控除前の額)から最大10万円を控除した額を用います。
 ※土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除金額を控除した額を用います。
 ●「世帯」は、その年度の4月1日時点の世帯構成で判断します。年度途中での転入や、65歳となった人は資格取得日で判断します。

